

公 示 送 達 書

鎌ヶ谷市公告第 1 1 0 号
令和 8 年 1 0 月 1 4 日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

下記の者に係る書類を国民健康保険法第 7 8 条で準用する地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公示送達します。この書類は市長が保管しており、受領権限を有する者には、いつでも交付します。

なお、書類は、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したとき送達があったものとみなされます。

記

氏 名	根 拠 法 令	備 考
小林 克至	国民健康保険法第 7 8 条で準用する地方税法第 2 0 条の 2	
亀岩 雄樹	国民健康保険法第 7 8 条で準用する地方税法第 2 0 条の 2	
菅原 祐輔	国民健康保険法第 7 8 条で準用する地方税法第 2 0 条の 2	
石田 直之	国民健康保険法第 7 8 条で準用する地方税法第 2 0 条の 2	
本田 達也	国民健康保険法第 7 8 条で準用する地方税法第 2 0 条の 2	
KO HTWE	国民健康保険法第 7 8 条で準用する地方税法第 2 0 条の 2	
山本 未瑠都	国民健康保険法第 7 8 条で準用する地方税法第 2 0 条の 2	
FAREL FAHRENDY	国民健康保険法第 7 8 条で準用する地方税法第 2 0 条の 2	
BAYU SETIAWAN	国民健康保険法第 7 8 条で準用する地方税法第 2 0 条の 2	